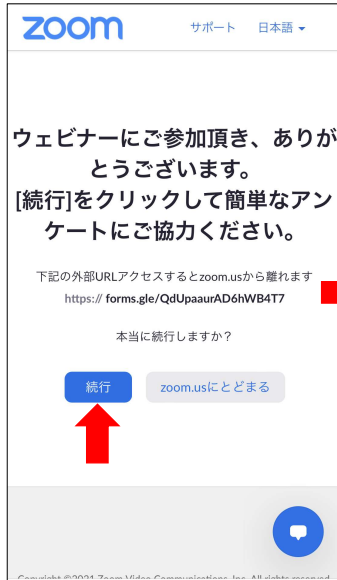


1. 修了証の申請方法について



オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会 修了証申請フォーム

B I U ☰ ☷

本フォームへの入力をもって、研修会受講確認とさせていただきます。
研修会当日中（5月19日（日））に入力いただいたデータのみ有効となります。本フォームへの研修会当日中の入力が確認できない場合、修了証の発行は出来ず、厚生労働省のホームページに情報を掲載することもできませんので、ご了承ください。
なお、本フォームにご入力いただいた方であっても、受講料の入金が確認できていない場合、修了証は発行いたしません。

メールアドレス*

有効なメールアドレス

このフォームではメールアドレスが収集されます。 [設定を変更](#)

受講番号*

Zoomの招待メール、又は資料の送付状に記載された受講番号をご記入ください。

記述式テキスト（短文回答）

1. 修了証の申請方法について



2. 各種様式について

薬と健康の情報

ホーム / 薬と健康の情報 / オンライン診療に係る緊急避妊薬調剤応需薬局

薬と健康の情報

- 薬剤師調剤派遣
- くすりの相談室
- 薬事情報室
- ドーピング防止活動
- ヘルシースポット
- ポランティア
- 医薬品品質情報
- 薬局における安定コウ素剤事前配布事業
- オンライン診療に係る緊急避妊薬調剤応需薬局

オンライン診療に係る緊急避妊薬調剤応需薬局

県民の皆様へ

厚生労働省が示す「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、一定の研修を修了した薬剤師が在籍する薬局では、オンライン診療により発行された処方箋に基づき、緊急避妊薬の調剤が応需できます。

厚生労働省のホームページ上では、緊急避妊薬の調剤応需可能な薬局が都道府県別に掲載されておりますので、お住まいの地域で調剤を受けることができる薬局を検索できます。

オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧 [\(PDF\)](#)

対応薬局の皆様へ

調剤応需に必要な参考資料を掲載しておりますので、ご活用ください。

| オンライン診療における緊急避妊薬の調剤の手続(イメージ) | | |
|--|--|---|
| 患者 | 薬局(調剤、調剤) | 薬剤師(調剤) |
| ①処方調剤の申請 オンライン診療受診(遠隔診療)への連絡 *オンライン診療を受診する薬局(調剤)へ連絡し、処方(処方箋)に、処方調剤のホームページに掲載されている「緊急避妊薬調剤の申請」を選択する。 | ②オンライン診療の受理 処方調剤の処方調剤の受理 処方調剤の処方調剤の受理、処方調剤の受理 | ③調剤の処方 *処方調剤の処方調剤の受理、処方調剤の処方調剤の受理 |
| ④調剤の調剤 *処方調剤の処方調剤の受理、処方調剤の処方調剤の受理 | ⑤調剤の調剤 *処方調剤の処方調剤の受理、処方調剤の処方調剤の受理 | ⑥調剤の調剤 *処方調剤の処方調剤の受理、処方調剤の処方調剤の受理 |

参考 [\(様式1\)「緊急避妊薬に関する情報提供書」](#)、[\(地方薬と同時に医師から提供される\)](#)
 資料 [\(様式2\)「緊急避妊薬の調剤における薬剤師の対応手順」](#)、[\(地方薬と同時に医師から提供される\)](#)

[茨城県薬剤師会HP](#) > 薬と健康の情報 >
[オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤応需薬局](#)

3. 登録情報の変更について

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」の一部改正について
 (薬生総発0809第3号 令和4年8月9日)



- 緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局を確認する際の利便性確保のため、情報の管理は**薬局が主体として**行うこととなる

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(3)薬局は、当該薬局又は当該薬局に所属する薬剤師について、薬局及び薬剤師の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、薬局が所在する都道府県の都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。</p> | <p>(3)研修を修了した薬剤師は、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。</p> |

3. 登録情報の変更について

別添 2
＜薬局一部道府県薬剤師会＞

「オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な
薬局及び薬剤師の一覧」 変更届

【提出日】
令和 年 月 日

【薬局名等】
薬局名 _____
所在地 _____
管理薬剤師名 _____

【変更内容】（変更が生じたすべての項目について記載すること）

| 一覧の項目名 | 変更前 | 変更後 |
|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| ア. 薬局名 | | |
| イ. 薬剤番号 | | |
| ウ. 薬局所在地 | | |
| エ. 電話番号 | | |
| オ. 休日電話番号 | | |
| カ. 開局時間 | 月 火 水 木 金 土 日 ： ～ ； ； ； ； ； ； ； | 月 火 水 木 金 土 日 ： ～ ； ； ； ； ； ； ； |
| キ. 時間外対応の有無 | 有 無 | 有 無 |
| ク. 時間外の電話番号 | | |
| ク. 研修を修了した 薬剤師名 | 名 | 名 |
| コ. 研修を修了した 薬剤師氏名 | | |

（変更年月日： 年 月 日）

※変更届は、薬剤師が研修を受講した都道府県薬剤師会ではなく、薬局が所在する都道府県の都道府県薬剤師会に提出すること。
※薬剤師が研修を受講した都道府県薬剤師会と、薬局が所在する都道府県の都道府県薬剤師会の異なる場合は、当該薬剤師が研修を受けた都道府県薬剤師会の「研修修了の写し」を添付して提出すること。
※研修修了者の異動・休職・退職等により薬局に研修修了者が在籍しなくなる、薬局に緊急避妊薬を処方しなくなるなどの場合においては、「ア. 薬局名」の「変更後」の欄に「一覧から削除」と記載すること。

- ・ 開局時間や電話番号の変更
- ・ 同一県内での異動や転職による勤務先の変更
- ・ 一時的な休職

↓

薬局所在地の薬剤師会へ提出
※研修会を受講した都道府県に関わらず、**薬局所在地の薬剤師会に報告**

↓

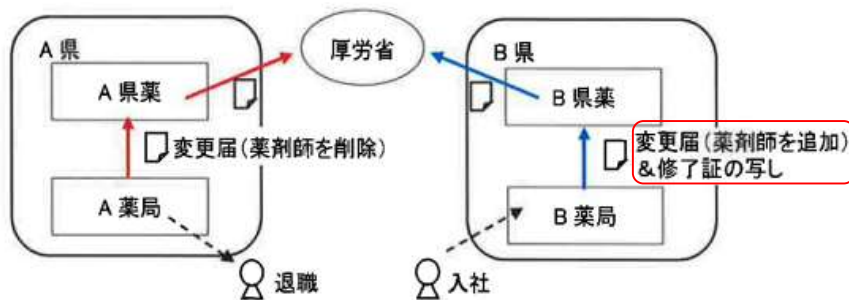
薬剤師会から厚労省へ報告

↓

厚労省は掲載情報を修正

3. 登録情報の変更について

A県の薬局を退職し、B県の薬局に入社した場合



- ・ A県薬剤師会が開催する研修会を履修した場合、転勤先のB県薬剤師会では、当該薬剤師が研修を履修していることが確認できないため、変更届と併せて、研修会修了証の写しを提出する。

4. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業について



事業の背景



厚生労働省 医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議

緊急避妊薬のOTC化にかかる議論

【様々な課題の指摘】

適正使用（年齢制限等）、販売体制（薬剤師の研修、アクセス）、薬事規制、性教育、価格、医療機関との連携、等

検討会議における検討結果（令和5年6月26日）

- 本検討会としては、総じて、課題点に対応したうえで緊急避妊薬の早期のスイッチOTC化が望まれるとの方向性の意見であった。
- 緊急避妊薬をスイッチOTC化するには、企業からのOTCとしての薬事承認申請を受け、薬事・食品衛生審議会等における迅速な対応策の採否判断及び薬事承認が必要となる。
- 緊急避妊薬のスイッチOTC化の課題の対応策について、その選択・採否にあたり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましい。

モデル的調査研究の実施
（全都道府県）

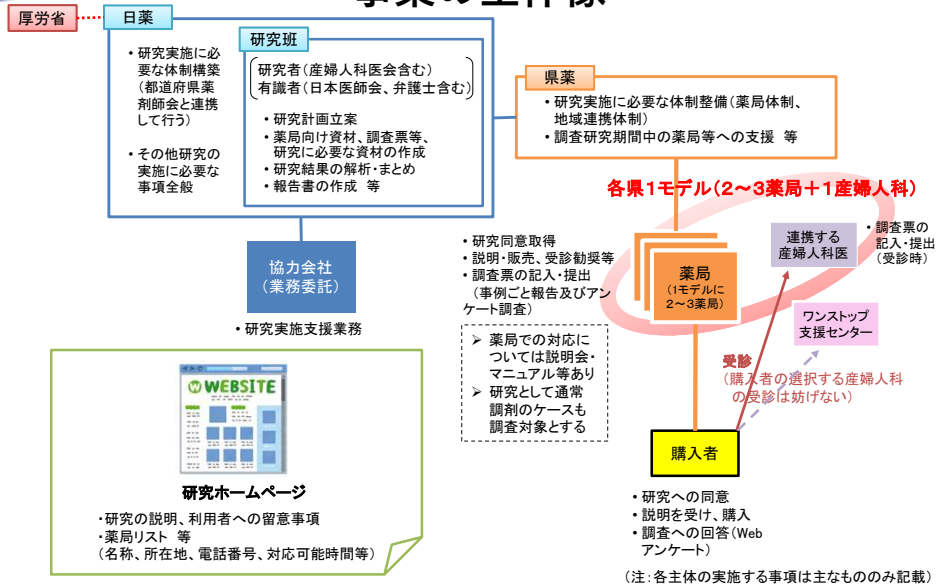
試行的販売を行う薬局 (調査研究に参加する薬局)

- 全都道府県で1モデル(2~3薬局)を設定(一部都府県では2モデル、4~6薬局)
 - 全国で150薬局程度が参加
- ・オンライン診療に基づく緊急避妊薬の調剤の研修を修了した薬剤師が販売可能であること
 - ・夜間及び土日祝日の対応が可能であること
(モデル内薬局の連携により、電話対応等が可能な体制を構築)
 - ・プライバシー確保が可能な販売施設(個室等)を有すること
(ソフト面での対応を含め、プライバシーに配慮した対応が出来ること)
 - ・近隣の産婦人科医、ワンストップ支援センターとの連携体制を構築可能であること

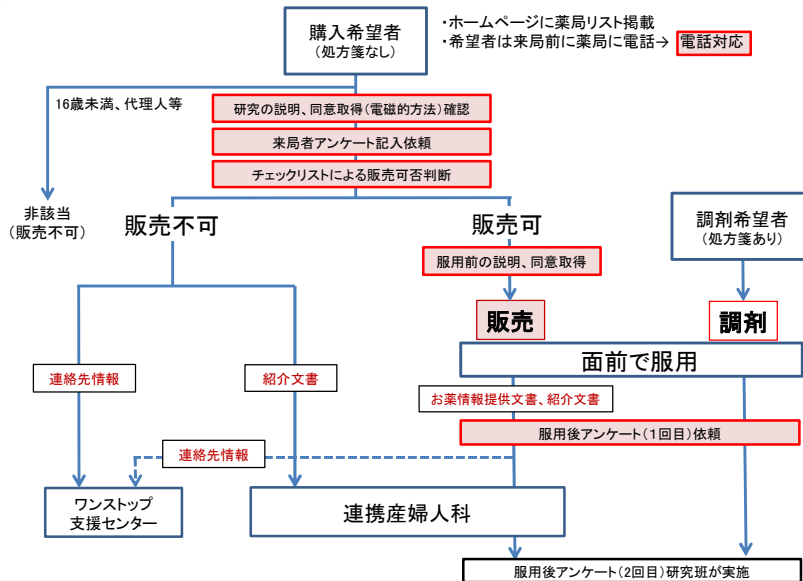
【その他】

- 販売対象: 研究に参加を同意した18歳以上の女性(代理人不可)。16~17歳は保護者の研究同意と同伴(薬局で同意をとるため同伴が必要)があった場合に販売可。16歳未満には販売不可とする。
- 販売価格等: 調査研究として、7000~9000円での販売を予定している(都道府県内では同一金額とする)。販売する医薬品は先発品・後発品の指定はしないものの、一般的な市場シェアや流通状況等を勘案して各薬局が決定する。

事業の全体像



研究の概要(現時点の案)



4. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業について

1. 対面診療により発行された院外処方箋に基づく調剤

→ **全ての保険薬局で対応可能**

2. オンライン診療により発行された処方箋 (FAX) に基づく調剤

→ 「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を履修した薬剤師のみ対応可能

3. 調査研究事業としての試験的な販売

→ 各都道府県薬で指定されたモデル薬局 (1地域2~3軒) でのみ対応可能